### 身体障害者福祉法による

# 診断書記載要領

令和6年3月

千葉県健康福祉部障害者福祉推進課

## 目 次

<b>弗</b>   耳	1 身体	阿吉吉阿	吉程度	の記	泛																					
1	身体障	害者福祉	法別表	につ	۲۱.	て・							•		•		•					•	•			2
2	身体障	害者障害	程度等	級に	つ(	いて	· .						•		•		•					•	•			2
<	く身体障	害者障害	程度等	級表	>			•	•	-					•		•				•	•	•			3
<	く千葉県	身体障害	認定基	準>																						6
<	く障害程	度等級表	解説>																							
	第1	視覚障害						•	•	-			•		•		•				•	•	•			36
		診断書・:	意見書	の記	.載.	上の	注	意	(祈	覚	) •						•		•		•	•	•		•	42
	第2	聴覚、平	衡、音	声•	言	吾又	スは	そ	L.	<b>ф</b> (	〈梢	能	障	害			•		•		•	•	•		•	46
		診断書・:	意見書	の記	.載.	上の	注	意	(聴	覚	• 3	平律	魬、	音	彦	ī ·	言	話	Ξ.	7	٠ ر	しゃ	5 <	()	•	57
	第3	肢体不自	由・・												•		•				•		•			70
		診断書・:	意見書	の記	.載.	上の	注	意	(肢	体	不	自目	由)				•					•				87
	第4	心臓機能	障害▪												•		•				•		•			90
		診断書・:	意見書	の記	.載.	上の	注	意	(1)	臓	) -						•		•		•	•	•		•	101
	第5	じん臓機	能障害					•		-			•				•					•				108
		診断書・:	意見書	の記	.載.	上の	注	意	(Ľ		臓)	) <b>-</b>	•				•					•				112
	第6	呼吸器機	能障害					•		-			•				•					•				116
		診断書・:	意見書	の記	.載.	上の	注	意	(呼	吸	器)	) <b>-</b>	•				•					•				121
	第7	ぼうこう	又は直	腸機	能	璋害	ቔ•	•	•	-			•				•				•	•	•		•	124
		診断書・:	意見書	の記	戱.	上の	注	意	(IJ	う	٦	う	• 値	弧	景)		•				•	•	•		•	129
	第8	小腸機能	障害・					•	•	-			•	•		•	•	•	•		•	•	•		•	132
		診断書・:	意見書	の記	戱.	上の	注	意	(1)	腸	) •		•				•				•	•	•		•	137
	第9	ヒト免疫	不全ウ	イル	ノノ	こし	くる	免	疫村	幾自	<b></b> 皆	害	! <b>-</b>				•				•	•	•		•	140
		診断書・:	意見書	の記	丈.	上の	注	意	(免	疫	) •		•		•	•	•	•	•		•	•	•		•	154
	第10	肝臓機	能障害				•	•	•	-			•		•		•	•	•		•	•	•		•	158
		診断書・	意見書	の記	.載.	上の	注	意	用	臓	) -		•	•		•	•	•	•		•	•	•		•	164
<	〈交付E	予約にお	ける留	意事	項	> •	•	•	•	-			•				•				•	•	•		•	168
第2章	章 身体	障害者福	祉法第	1 5	条?	第 1	項	の	指定	定图	医に	つ	い	て												
1	医師の	指定基準	(審査:	基準	_)		•	•	•	-			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	171
2	指定医	指定申請	書記載	の留	意.	事項	頁に	つ	いっ	7			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	175
3	必要と	する書類	(書式	一式	()		•	•	•	-			•	•		•	•	•	•		•	•	•		•	180
第3章	重 身体	障害者診	断書・∶	意見	書																					
	様式ー	- 式・・・					•	•	•	-			•		•		•				•	•	•	•	•	188

## 第 1 章

身体障害者障害程度の認定

#### 第1章 身体障害者障害程度の認定について

1 身体障害者福祉法別表について

身体障害者の範囲は、身体障害者福祉法の別表により次のとおり規定されている。 別表(身体障害者の範囲)

#### 一 次に掲げる視覚障害で、永続するもの

- 1. 両眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、 矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)がそれぞれ 0.1 以下のもの
- 2. 一眼の視力が 0.02 以下、他眼の視力が 0.6 以下のもの
- 3. 両眼の視野がそれぞれ 10 度以内のもの
- 4. 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの

#### 二 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で、永続するもの

- 1. 両耳の聴力レベルがそれぞれ 70 デシベル以上のもの
- 2. 一耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの
- 3. 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの
- 4. 平衡機能の著しい障害

#### 三 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害

- 1. 音声機能、言語機能又はそしゃく機能のそう失
- 2. 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害で、永続するもの

#### 四 次に掲げる肢体不自由

- 1. 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で、永続するもの
- 2. 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの
- 3. 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
- 4. 両下肢のすべての指を欠くもの
- 5. 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの
- 6. 1から5までに掲げるもののほか、その程度が1から5までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害
- 五 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令に定める障害で永続し、かつ、日常生活 が著しい制限を受ける程度であると認められるもの
- (注) その他政令に定める障害は、ぼうこう又は直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能、肝臓の障害とする。「身体障害者福祉法施行令第36条」

#### 2 身体障害者障害程度等級について

身体障害者福祉法は別表により法律的な身体障害者の範囲を規定しているが、さらに省令により障害程度の等級を指定してある。

	六	級	五	級		
7 6 5 4 3 2 1 た のは や 他 とい す 本一 .	, ,	のの〇		$\frac{\sqrt{3}}{4}$ 3 2	1	
も下で版上指指がて異る肢表級同備		眼 視 の三力	四また	両度両以両	が〜担	
の肢を窩肢に切打してはな場体中う一等をのもよってはにとき、ス合木にその		XE 1:1 a	十眼超	眼以眼上眼		
い長つりはい機つ欠る障等は自指の等		力上良	点中なり	開下中がに	·二の ○か自	
りさく、下く障べく。害級、由 に級級 いけ計 大時は でするの に 六に せ と に		0.1	下視つ	双い心へよ 視も視ける	一つい	
で、測腿欠対		· 六カ	の野百割	認の野て視点の野で視点の	以他方	
前しに損料と先と、度いていれるい。		別上○.六以下かへ の良い方の眼の根 のはでする。 のはである。	の認以	気 度るの	のの眼	
骨もい断連に指は、動二るはいた二		以かり下つ視	点下:   数の。	が がも二 七 五の分	も眼のの細	
棘がて端障中間お 条以 うだつ よとはの声手間お しと 七っしの		の他刀	がも-	開放視認点数が七十点下のもの 中心視野角度が五十六か欠けているもの による視野の二分の一	視力	
りう星を指節指である。	0.0	も方が	0),	点 六 一	力が	
り。するも節以に 当里 に、一機 く 結は会闘しつ 該複 該 <sub>該</sub> つす	20	Dを発ト <u>1</u> 理声ル四				
る節ない等す当然のる	のデレ他デレーもシベ側シベ側	解さ以○もシベ両				のンが
るの美も以欠く 一級の り等 単厚し 高用の下くは よ障 る級複害	のベル耳ベル耳	しれ上セのベル耳得たのンルがの				ト五 以〇
下 さ長とのも指 り害 障とすが	ルがのルがの	な会距チ 以七聴				下パ
まり上る害を間のあがる障る	以五聴以九聴	い話離メ 上〇力				0
内くるぶし下端までを計り、高いの重複する障害がある場合に該当する障害がある場合に該当する障害がある場合が、実用長(上腕においた合むものとする。当該等級より上の級とするは、実用長(上腕においたを欠くものをする場合がある場合は、該当等級とする。当該等級とするである場合がある場合がある場合は、方のである場合がある場合がある場合がある場合がある場合がある場合がある場合がある場合が	上〇力上〇力	も語で   のデレ		作為	の機平	もセ
(情考) (情考) (情考) (情考) (情考) (情考) (情考) (情考)				害い	を受べて、対象を表して、対象をまして、対象を表して、対象を表して、対象を表して、対象を表して、対象を表して、対象を表して、対象を表して、対象を表して、対象を表して、対象を表して、対象を表して、対象を表して、対象を表して、対象を表して、対象を表して、対象を表して、対象を表して、対象を表して、対象を表して、対象をまして、まして、対象をまして、対象を表して、対象をまして、まして、対象をまして、対象をまして、対象をまして、対象をまして、対象をまして、対象をまして、対象をまして、対象をまして、対象をまして、対象をまして、対象をまして、対象をまして、対象をまして、対象をまして、対象をまして、もしまして、もして、対象をまして、まして、もしまして、もしまして、もしまして、もしまして、もしまして、もしまして、もしまして、もしましまして、もしましまして、もしまして、もしましまして、もしまして、もしましまして、もしまして、もしましまして、もしましまして、もしましましましましまして、もしまして、もしましましましましましましましましましましましましましましましましましましま	
測 たい 、 そ るに 重 に 、 し もて お の こつ 複						
七級肢体不自由のみ						
6 5 4 3 21		3 2 1	6 5	4 3	2 1	8 7 6
小一小一指ひ害一機関一一 指上指上のと 上能節上上		指ひ指ひ障一 のとをと害上	害一おの一次	た一一機関も上上能節	一障両 上害上	害一おも一お一お
の肢を肢機さ 肢のの肢肢		のとをと害上機さ欠さ 肢	成指し肢の	も上上能節の肢肢のの	展 展	上やの上や上や 肢指 肢指肢指
機の欠の能し の軽うのの 能なくなの指 手度ち肩機 をかもか著を 指の 、関能		が が が で し 指 を 全 を を を を を を を を を を を を を	の又いの 三は障お	のの著う おおしち	肩お	の又 の又の又 四は 三は三は
をかもか著を 指の `関能 全指の指し含 の障い節の		全をのを や 廃含 含 指	指ひ害や のと 指	ややい、	関 や 指	指ひ 指ひ指ひ
廃 ` `いめ 機害ず `軽		しめめの	機さ及	指指障い のを害ず	<b>、</b> の	のとさし、後さし、 機し、 能し、
しく く障て 能 れ肘度 たす す害一 の か関の		たて て 機 も一 上 的	能し び の指 ひ	機欠れ	肘 機関 能	で の と さ し と さ し は に の と さ し に を へ に の と さ し に に の に に の に に に に に に に に に に に に に
もり り ト 軽 一筋障		も の 上 の 肢 肢 著	著を と	能くかった。	節の	│ 者を 笙をりを
及 及 の の 節け		ののし	し含 し含 い に う し も し も し 指	全の関係を	なし	ト いめ しめ め
び び 二 障 の手       6 5 4 3 2 1		$\frac{\vec{\square}  \vec{\square}  \vec{\square}}{2}  \vec{1}$	障て指	3 2	${}$ り $\frac{1}{}$	障て たて て 6
   分又三一機一欠一のい節一障一機両		の一節一	分·	又五一を一	害閏一	分上一一も
のはセ下能下く下軽ず又下害下能下		下肢をリスフラン	$\hat{o}_{i}$	はセ下全下	節下	の文○下の
- 一健ン成を肢も肢及れは肢 肢の肢 - 以側チが全ののののか足の の著の		し肢上肢 いのでを	以	建ン放発肢 削チがしの	の肢機の	ー はセ版 以健ンが
上のメ健廃すず障一関股機しする		障足欠り	上。	のメ健た足	能股	上側チ健
いさトにたて て 節の節 の障て		ロ	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	艮」にの 関い にの 節	の関著節	一を見る
ものル比ものののう、軽音ののことしの形となる。		ののラ機ン	ものの	のルじの	し又 いは	もさト比のの人し
大二大 大二大 大二大 大二大 大二大 大二大 大二大 大二大		機 能 関	-	X は 建 側 の 長 さ の 十 五 エセンチメートル 以上 下肢が 健 側 に 比 し て 、 を全廃したもの ・ 下肢 の 足 関節 の 機能	障膝	カの一以上短いもの 一下肢が健側の長さの十 にないまで、
					著体	
					し幹 いの	
					いの 障機 害能	
					の	
を を 変 変 有動肢		劣上失不 る肢調随		あ活で害る動のに	上失不 肢調随	
す・に		もの等意		もに日よの支常り	の等意	
る 失不 も 調随 の 等意		の機に運能よ動		の支常りに	機に連能よ動	
		のり・		の活会	障る・	
を運下 有動肢		る移失不 も動調随		の活	社失不 会調随	
す・に		の機等意		あ活	で等意	
る失不も調随		能に運 のよ動		もに	のに運日よ動	
の等意		劣り・		の支	常り・	

兀	級	Ξ		級			<u>_</u>		級			級	級	Ž.	別	J
以 両 の 眼 に の し れ れ れ れ の も の れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ	総 に ・ ・   ・   ・   ・   ・   ・   ・   ・   ・	数下眼りがか盟コ	ではでついり 一般でついり ではでいいり ではでいれ、十度以下かつ はてれぞれ、十度以下かった はている。 では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	、○八かつ他方の眼の力の良い方の眼の切のしい方の眼の視力ものを除く。)	もの(二級 ・○四以上 力の良い方	点数が二十点以下のもの以下かつ両眼中心視野視認点数が七十点の	じ。)が二十八度以下のも(I/二視標による。以下同以下かつ両眼中心視野角度をおが左右眼ぞれぞれ八十度	よる。以下同じ。) の辺視野角度(Ⅰ/四視	力が手動弁以下のもの○○○四かつ他方の眼の視力の良い方の眼の視力が	もの○○二以上○○○三以下の良い方の眼の視力が	○一以下のものは、矯正視力につは、矯正視力につ	といい、配斤異常りなる式試視力表によって測っ視力の良い方の眼の視力		視覚障害		
2 し得ないもの) 画話声による 画は話声の の語話声の を の語話声の を の に に の に 。 に の に 。 。 に 。 に 。 。 に	耳 もの シベルが八 ル 以 上 い は 上 つ た か た か た か た か た が た が た い た り た り た り た り た り た り た り た り た り		揘	し得ないもの) ド障れば大声語を理解著し(耳介に接しなけ)めて	上のもの ターター 人のもの アンベル 機両耳の聴力レベ 平				耳全ろう)	○デシベル以上の がそれぞれー○ あすの聴力レベ			障害	聴覚障害機能	平衡	聴覚又は平衡機能の障害
害し能・	し又語能音 やは機、声 くそ能言機			   機し又     能やは   のくそ	語能音機、声								障機 害能	し又やはくそ	ー 語能 機・	音声
5 4	3 2 1		5		2 1				4	3 2 1		2 1	*/	` ` `		1 1/24
と と - さ し 1	節上肢の肩関節、 上肢の肩関節、 としたのおや指の はないがある。		し上貼のかっての 井の格	≧く害 ≥も	上肢のおや指及び欠くもの 上肢のおや指及び				上肢の機能を全廃したも	一上技を上腕の二分の一以上両上肢のすべての指を欠くもの両上肢の機能の著しい障害		両上肢を手関節以上で欠くもの両上肢の機能を全廃したもの		上肢機能障害		肢 体
	3 2 1				2 1					2 1	6	2 1				
が が が が が が が が が が が が が が	一下皮を下退の二分の機能を全廃したもの「下肢のすべての指の下での指の			たもの機能を全廃し一以上で欠くもの	一下肢を大腿の二分の以上で欠くもの両下肢をショパー関節				以上で欠くもの	両下技を下腿の二分の障害	以一	あった。 たもの あ下肢の機能を全廃し		下肢機能障害		不自由
				į	が困難なもの という という という という という という という という という という		難上害 ながる もの が 困 を	幹の機能	難保又はなったとうない。因と立いないでは、	に幹 よの り機	きなるいこ	で 害により 性幹の機能障		体幹機能障害		
限作の さがし れ著す るし	で害上失不 のにお調 日よの等に は は り機 に は き 社 能 よ る き き き き き き き き き き き き き き き き き き			限されるもの 制 が著生活動	肢調を を 使に しま しま しま				限作る。 され極常に るとに もの制動	上 技 表 調 等 に よ 調 き に 動 ま し ま 動 ま し ま の も の も し も り も り も り も り も り も り も り も り も り	不可能なものど ものど	技調随 記等に 関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係	上肢機能障害		脳病変による運乳対児期以前	J I
も。 の# 『	し生社失不 く活会調随 制活で等に 限動のより さが者常り・			れ活で る動に目常 の制常	歩失不 行調随 が等意				限 され る	歩行が極度に 失調等により 不随意運動・	もぞ の た マ	歩 大調等により 不随意運動・	移動機能障害		よる運動機能障害の別前の非進行性の	1

別表第五号

身体障害者障害程度等級表(その一)

別表第五号 身体障害者障害程度等級表 (その二)

備考	四 糸	<u> </u>	三級		二級	一級	級	別
7. 下肢の長さは、 7. 下は、 7. 下		脱の機能の障害	されるものもりが著しく	より家庭内での日常心臓の機能の障害に		制限されるもの常生活活動が極度により自己の身辺の日に	障心 臓 機 害能	心臓、
前腸骨棘より内くるぶしてとは、中手指節関節以下とは、七級に該当するでとは、中手指節関節以下とは、おや指についてはとは、中手指節関節以下とは、中の重複する障害が特に本表中に		ん臓の機能の障	限されるもの	により家庭内での日じん臓の機能の障害		に制限されるもの日常生活活動が極度により自己の身辺のという。	機 じ ん <b>障</b> 害臓	じん臓若しくは呼吸器
下端までを計測した長(上腕においては指骨間関節、そのは指骨間関節、そのは指骨間関節、そのは指骨間関節、そのはおいてはないがある場合についるがある場合に、一級はおいるのは、一級は、一級は、一級は、一級	限されるもの限されるもの	呼吸器の機能の障	制限されるもの常生活活動が著し	により家庭内での日呼吸器の機能の障害		に制限されるもの 日常生活活動が極度 により自己の身辺の 呼吸器の機能の障害	機呼 能 吸 障 害器	くは呼吸器又はぼうこう若しくは
ものをいう。 大腿においては、 では、 障害の程度を勘案しては、 対抗運動性の指については、 対抗運動性の指については、 対抗運動性の指については、 対抗運動を は、 大級とする。	を の	という ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	あもの 動が著しく制限さ を内での日常生活	機ぼ能う		れるもの れるもの れるもの に制限さ により自 により自	機能障害	は直腸若しくは小腸若し
は坐骨結節の高さい間関節以上を欠く間関節以上を欠くして当該等級より	され活り れる動が著っ しの もの	小腸の機能の障害	されるもの	より家庭内での日常の機能の障害に		制限されるもの常生活活動が極度により自己の身辺の日にの場がを度に	障小 腸 機 害能	くはヒト免疫不全ウイル
より計測したもの)をもって計測とする。 とする。 上の級とすることができる。	く制限されるもの会での月常は活動が著しく制限されるもの	色をの幾色音手により発表を	を除く。)動が著しく制限されるものが著しく制限されるものもなって常生活活をなってはいる。	免疫の機能障害によりト免疫不全ウイルスに	もの常生活が極度に制限される免疫の機能障害により日とト免疫不全ウイルスによ	もの常生活がほとんど不可能なる免疫の機能障害により日とんど不可能ない。	よる免疫機能障害ヒト免疫不全ウイルスに	スによる免疫若しくは肝臓
したものをいう。	く制限されるもの	肝臓ののは後には	ものを除く) ものを除く) ものを除く)	常生活活動が著しく制肝臓の機能の障害によ	れるもの 常生活活動が極度に制限さ り日	能なもの 常生活活動がほとんど不可 により日	障肝 臓 機 害能	の機能の障害